#### その他の新法令

#### 動産担保の活用に向けた整備

動産や債権等を目的とする譲渡担保 契約および所有権留保契約の効力につ いて明文化するなど、動産や債権を担 保として利用する際の法的構成が明確 化されました。

(令和7・6・6法律第56号=譲渡 担保契約及び所有権留保契約に関する 法律 ほか)

#### 運送事業の規制強化

一般貨物自動車運送事業の許可の5 年ごとの更新制の導入、運送委託次数 を2次請負内に制限する努力義務な ど、運送事業に対する規制が強化され ています。

(令和7・6・11法律第60号=貨物 自動車運送事業法の一部を改正する法 律 ほか)

# 公益通報者保護に刑事罰を導入

事業者が公益通報に適切に対応する ための体制整備の徹底と実効性の向上 等の観点から、公益通報を理由として 解雇・懲戒をした者に対して刑事罰を 導入するなどの措置が講じられます。

(令和7・6・11法律第62号=公益 通報者保護法の一部を改正する法律)

# アスリートの尊厳を守る

暴力、盗撮を含む性的な言動や誹謗 中傷等への対策を、国および地方公共 団体に求めるなど、スポーツ基本法が 改正されます。

(令和7・6・20法律第71号=スポ ーツ基本法及びスポーツにおけるドー ピングの防止活動の推進に関する法律 の一部を改正する法律)

# 年金制度の見直し

パートタイマーを対象とする企業規 模要件の段階的撤廃による被用者保険 の適用拡大、在職老齢年金や遺族年金 の見直しなど、社会経済の変化をふま えて年金制度が見直されます。

(令和7・6・20法律第74号=社会 経済の変化を踏まえた年金制度の機能 強化のための国民年金法等の一部を改 正する等の法律)

# 対策強化 ハラスメント

カスタマーハラスメントや、

求職

3

2

正のポイントは次のとおりです。 進法等が改正されました。今回の改 推進等を図るため、

労働施策総合推

ラスメントのない職場づくりの

する法律等の一部を改正する法律

義務付け

必要な措置を講じることが事業主に ントを防止するために、 者等に対するセクシュアルハラスメ カスタマーハラ 雇用管理上 周 0 は 知 などがあり、 指針等で示される予定です。

義務付けられます。

べて満たすものとされています。 スメントとは、 他の利害関係者が行なうこと 顧客、 社会通念上許容される範囲を超 取引先、施設利用者その 次の3つの要素をす

1

周知・啓発」「相談体制の整備・ 事業主が講ずべき具体的な措置に えた言動であること 「事業主の方針等の明確化及びそ 労働者の就業環境を害すること

# さらなる推進 女性活躍の

6年3月31日まで延長されます。 性活躍推進法の有効期限が、 来年3月31日までとされていた女 2 0 3

その内容などは

めの必要な措置を講じることが事業 シュアルハラスメントを防止するた 主の義務となります。 また、 求職者等に対しても、

指針等で示される予定です。 こちらも具体的な内容などは今後

令和7・6・11法律第63号=労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関 セク

事業主が講じている求職者等に対

プラチナえるぼし認定の要件に、

と」が追加されます。 に係る措置の内容を公表しているこ するセクシュアルハラスメント防止 女性の健康上の特性による健康

ら起算して1年6か月以内の政令で を促していくこととされています。 等がなされるよう、企業の取組例を 題に関して、 本改正は一部を除き、公布の日か 事業主による積極的な取組み 職場の理解増進や配慮

定める日から施行されます。

職比率」についても、従業員数10 の企業に拡大されます。「女性管理 金差異」の公表義務が101人以上 れます。 企業が対象とされていた 1人以上の企業に公表が義務付け これまで従業員数301人以 「男女間賃 Ĺ

企業実務 2025. 8